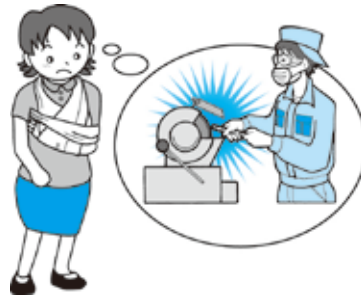


労 災 保 険

Q

仕事中に災害に遭いケガをした場合、パートタイマーにも労災保険の適用があるのでしょうか。



A

労災保険について

労災保険とは、労働者が仕事の上でケガをしたり、病気になったり、不幸にも死亡したり、あるいは通勤途中に災害に遭った場合に必要給付を行う制度です。

原則として労災保険は、業種・規模などを問わず従業員を1人でも雇っている事業所すべてに適用されます。したがって、臨時の従業員、パートタイマーなども含めすべての労働者に適用されます。

保険料は事業主が全額負担します

労災保険は、他の社会保険とは異なり、国と事業主の責任により行われる保険ですので、保険料の全額は事業主が負担します。

保険給付について

労働者が業務上あるいは通勤途中に災害に遭った場合、本人または遺族に対して次のような保険の給付が行われます。

療養補償給付 (療養給付)	治療・施術、入院など、傷病が治るまで自ら費用負担することなく療養が受けられます。
休業補償給付 (休業給付)	療養のため働くことができず、給料がもらえない場合、受傷日から4日以降について、平均賃金の8割（休業特別支給金を含む。）が支給されます。
傷病補償年金 (傷病年金)	療養を開始してから1年6カ月を経過しても治らず、その傷病が厚生労働省令で定める等級に該当し、なお引き続き相当期間療養を必要とする場合に、休業補償に替わり傷病補償年金が支給されます。
障害補償給付 (障害給付)	けがや病気が治ったあと障害が残った場合は、その程度に応じて年金や一時金が支給されます。
遺族補償給付 (遺族給付)	死亡した場合に、その遺族に年金や一時金が支給されます。
葬 祭 料 (葬祭給付)	死亡した場合に、その費用を負担した遺族等に支給されます。
介護補償給付 (介護給付)	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の一定の障害により、現に介護を受けているとき支給されます。
二次健康診断 等給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血糖、血中脂質、肥満）の全てについて異常の所見があると認められるとき支給されます。ただし、現在治療中のものを除きます。

※（ ）は通勤災害に係る給付

※労災保険の手続きは、労働基準監督署で取り扱っています。